

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容 根拠法令及び条項		ホテル等の建築に係る同意 新座市ラブホテルの建築規制に関する条例第4条 (同意の申出) 第4条 ホテル等(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業のための施設をいう。以下同じ。)の建築主(建築基準法第2条第16号に規定する建築主をいう。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する行為前に、当該ホテル等の建築について市長に申し出て、同意を得なければならない。 (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条又は第5条の規定による農地転用の許可の申請又は届出 (2) 都市計画法第29条第1項の規定による開発行為の許可の申請 (3) 都市計画法第53条第1項の規定による建築の許可の申請 (4) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第76条第1項の規定による建築行為等の許可の申請 (5) 建築基準法第6条第1項の規定による建築の確認の申請													
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課開発指導係													
審 査 基 準	関係条項	新座市ラブホテルの建築規制に関する条例施行規則第2条 (申出書) 第2条 条例第4条の規定による申出は、新座市ホテル等建築同意申出書に別表に掲げる図書を添えてするものとする。													
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>条例第2条第1号ア～キに規定</p> <p>(1) ラブホテルとは、主として異性を同伴する客に休憩又は宿泊させるもので次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 玄関、帳場、フロント等の受付及び応接の用に供する施設を有しないもの。</p> <p>イ 客室への出入りに際して玄関、帳場、フロント等の受付を通り利用する構造を有しないもの。</p> <p>ウ ロビー、談話室等客が自由に利用することのできる施設を有しないもの。</p> <p>エ 食堂、喫茶室等客が自由に利用することのできる施設を有しないもの。</p> <p>オ 食堂(調理室を含む。)又はロビーの床面積が別表の左欄に掲げる収容人員の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める数値に達しないもの。</p> <table border="1" data-bbox="568 1666 1382 1865"> <thead> <tr> <th rowspan="2">収容人員の区分</th> <th colspan="2">床面積</th> </tr> <tr> <th>食堂(調理室を含む)</th> <th>ロビー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30人以下</td> <td>30㎡</td> <td>30㎡</td> </tr> <tr> <td>30人～50人まで</td> <td>40㎡</td> <td>40㎡</td> </tr> <tr> <td>51人以上</td> <td>50㎡</td> <td>50㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 会議室、宴会場等の集会の用に供する施設を有しないもの。</p> <p>キ 客室に特殊なベッド施設のあるもの。</p> <p>条例第3条の規定</p>	収容人員の区分	床面積		食堂(調理室を含む)	ロビー	30人以下	30㎡	30㎡	30人～50人まで	40㎡	40㎡	51人以上	50㎡
収容人員の区分	床面積														
	食堂(調理室を含む)	ロビー													
30人以下	30㎡	30㎡													
30人～50人まで	40㎡	40㎡													
51人以上	50㎡	50㎡													

		<p>市内の次に掲げる区域を規制区域として、ラブホテルは建築できないこととしている。</p> <p>(1) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域以外の同法第5条に規定する都市計画区域</p> <p>(2) 次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲100メートル以内の区域</p> <p>ア 学校教育法第1条に規定する学校</p> <p>イ 図書館法第2条第1項に規定する図書館</p> <p>ウ 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設</p> <p>エ 医療法第1条の5に規定する病院及び診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）</p> <p>オ 社会教育法第5章に規定する公民館</p> <p>カ 旅館業法施行条例第1条の2第4号の規定により埼玉県知事が指定した青少年施設、スポーツ施設、公園施設等</p> <p>キ 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園</p> <p>以上により同意の申出を市長に提出（施行規則第2条に規定する図書、10部を提出）しなければならないが、申出があったときは、この申出に係るホテル等について、市長はラブホテル該当の可否及び建築の同意の適否を新座市ホテル等審査会に諮問後、同意又は不同意の決定をすることになっている。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数 30日
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）